

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第10回

熊野町農業委員会

令和5年第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年9月20日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第10回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番福垣内委員、6番中村委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第30号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、初神地区にある〇〇〇〇を県道方面に300m程下った道路に面した田2筆で、現在は畑となっております。譲渡人である〇〇〇〇氏は、相続により申請地を取得されましたが、高齢となり町外在住ということで、今後も耕作の予定がなかったことから、譲受人であり、〇〇〇〇氏の兄となる〇〇〇〇氏に所有権を移転されることとなりました。これまでも、申請地の近所に居住している〇〇〇〇氏が管理をされているとのことでしたので、引き続き適切に管理をしていただけるものと考えております。以上のことから、許可相当であると判断しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。</p>
<p>荒滝委員</p>	<p>議案第30号について、事務局と9月12日に現地で確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、初神地区にある〇〇〇〇を県道方面に300m程下った道路に面した田2筆で、現在は畑として耕作していることを確認しました。2筆とも面積が小さく、土地の形もあまり良くないため、耕作に適している農地ではありませんが、譲受人の〇〇〇〇氏が今後も畑として耕作を続けていくということですので、現地を確認した限りでは、適切に管理をされており、許可しても問題ないものと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>

議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第2、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第31号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、新宮地区にある〇〇〇〇に向かって県道を進み、〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇に進入せず、県道を100mほど阿戸方面に進行した道沿いにある畑1筆で、現状も畑となっております。譲渡人である〇〇〇〇氏と譲受人である〇〇〇〇氏は親子で、生前贈与という形で所有権を移転されることとなりました。現時点で、申請地は〇〇〇〇氏が耕作をされております。〇〇〇〇氏は、現在〇〇〇〇在住ですが、ご実家となる〇〇〇〇氏の自宅と隣接しており、一体的に管理されていることから、今後も適切に管理されて頂けるものと考えております。また、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第31号について、先ほどの議案と同様に事務局と9月12日に現地を確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、新宮地区にある〇〇〇〇を右手に県道を直進した道路沿いにある畑1筆で、現状も畑となっております。当日は、譲渡人の〇〇〇〇さんとお話をすることができましたが、現在も譲受人の娘さんと一緒に耕作を行っているとのことではありましたが、高齢となってきたことや今後、娘さんが農機具を管理するため、敷地の一部に農業倉庫等の建築を検討していることから、生前贈与という形で所有権を移転されることでした。ご自宅と一緒に管理されていることから、今後も適切に管理して頂けるものと思いますので、許可として問題ないものと考えております。

	す。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第3、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第32号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、萩原地区にある〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かって下った、田1筆で、現況は休耕となっております。転用目的としましては、資材置場とする予定となっております。譲渡人の〇〇〇〇氏は、今後も耕作予定が無かったことから、譲受人の申出を受け所有権を移転されることになりました。その他、申請書及び添付書類に不備は無く、資金計画も妥当であり、既存の状態のまま活用することから、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	議案第32号について、事務局と9月13日に現地で確認を行いましたのでその状況等について説明をさせていただきます。申請地は、事務局の説明のとおり、萩原地区にある〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かって下った、田1筆で、現況は休耕となっております。申請地は面積も小さく、形はあまり良くないことや、隣接地も農地ではありますが、所有者は異なっており耕作を行うには適した環境ではないため、今後も耕作の予定はなかったため、ご親族が経営する建設会社で資材置場として活用したいとの申し出があり、所有権を移転されることになりました。現状のまま資材置場として活用するとのことですし、周辺の状況を確認する限り隣接の農地に影響を及ぼすことはないものと思われるので、今後荒

	地となる可能性があることを考慮すると資材置き場として活用して頂く方が適切に土地の管理をして頂けるものと思いますので、許可することに問題はないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
福垣内委員	申請地の進入路は幅員が狭くて車では入れないと思うんだけど。
近藤委員	車では入れませんね。
福垣内委員	資材置場として活用できるんかね。
事務局	車で進入できない土地を資材置場として活用できるのかという事に関しては、事務局としても申請時に申請人の方に確認をしています。進入路の近くまで車で運んでそこから先は歩いて運搬するという事は聞いています。車で入れないと資材置場としての転用は認めないという事は難しいので歩いて運ぶということなので問題ないものと考えております。〇〇〇〇の駐車場からであれば車で資材を運搬することも出来るとは思いますが現時点では歩いて運ぶという形で聞いております。
庄賀委員	駐車場側からであれば車で入ることは可能ということですか。
事務局	可能ではあると思いますが、もちろん〇〇〇〇の許可が必要になります。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第4、報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第5、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、6月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案19ページから28ページのとおり、城之堀地区と出来庭地区、中溝地区で各1件の計3件で

	<p>す。報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案31ページから34ページまでのとおり、萩原地区で1件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議場	<p>無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>ありがとうございました。次回の農業委員会は10月20日(金)に開催予定です。議案については10月10日(火)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和5年第10回熊野町農業委員会を閉会します。</p>